

第 579 回 企業会計基準委員会(第 9 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会) 議事録

I. 日 時 2026 年 6 月 29 日 (月) 13 時 30 分～14 時 15 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者：株式会社バイキューブ 取締役会長 間下直晃様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、株式会社バイキューブ 取締役会長 間下直晃様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので始めていききたいと思います。第 579 回の企業会計基準委員会となります。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席状況ですが、安宅さんと佐藤さんがご欠席で残りの委員の皆様は、会議室にお越しいただいております。したがって、委員会の開催要件を充足しております。第 579 回企業会計基準委員会は、第 9 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催いたします。久しぶりの公聴会となりますので、背景について改めてご説明をしたいと思います。

昨年 7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会がのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により、会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することといたしました。また、昨年 11 月 17 日に開催されました第 55 回企業会計基準諮問会議において、それまでに開催された公聴会について報告を行い、今後の進め方についてご審議いただいた結果、可能な限り追加的な意見聴取を行うことが当委員会に依頼されました。さらに、本年 3 月 13 日に開催されました第 56 回企業会計基準諮問会議において、今後の企業会計基準諮問会議の判断に繋げていくために、これまでに収集した情報をウェブサイト公表し、それらの情報に追加すべきものがないかどうかについて財務会計基準機構が情報要請を行うこととされ、また、これまでに収集した情報に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合、必要に応じて、追加の意見聴取を行うこととされました。ということで本日、公聴会を行うことになりました。

意見聴取は、当委員会の通常の審議と異なり当委員会及び委員がのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、

通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。

本日の意見聴取ですけれども、対象者は財務諸表作成者の立場から、株式会社ブイキューブ取締役会長の間下直晃様より意見聴取を行います。公聴会は原則として、公益財団法人財務会計基準機構会議室において対面で行うこととしていますが、本日は間下様のご都合によりオンラインでご参加をいただいています。意見聴取の様子は Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し傍聴可能とします。意見聴取の録画及び意見聴取時に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後、ウェブサイトにおいて公開いたします。

本日の進め方ですけれども、間下様よりご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただくという形にさせていただければと思います。それでは早速ですけれども、間下様よりお願いいたします。

○間下直晃様

ありがとうございます。皆さま、本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。経済同友会の 2025 年度の規制改革委員会の委員長をしておりました間下でございます。昨年より多くの時間を使いまして、のれんの非償却に関する公聴会、そして議論をしていただき大変感謝をしています。本日はそれらの議論を受けた形で経済同友会として新たに取りまとめた意見書に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。お手元に意見書等あると思いますが、各委員会の委員長や代表幹事を含めた連名の形になっておりまして、本来であれば私ではない方に発言いただくかということもありましたが、スケジュールの都合でどうしてもこのお時間に合わず、私もヨーロッパ出張中でオンラインになってしまいましたけれども、オンラインでお話をさせていただきたいと思います。

最初に申し上げたいのは、経済同友会として、のれんの非償却が本来的に望ましい制度であるという考え方は変わっていません。この理由につきましては、国際的な比較可能性、そして日本企業の M&A の競争力、そして企業価値をより適切に表現するという観点からです。一方で、本日はその本来論だけではなく、日本経済にとって今何を優先すべきかという観点からお話をしたいと思いますので、スライド 2 頁、3 頁をご覧くださいながら、お話を聞いていただければと思います。

こちらに記載のとおり、釈迦に説法でありますけれども、日本基準では M&A を行くと、その後の長期間にわたり、のれん償却によって利益が圧迫される状況がございまして、当然 IFRS や米国基準にはそのような償却がないという違いがあります。結果として、日本基準を採用している企業は、海外企業と比較した場合に、利益水準が低く見え、企業価値評価や M&A 競争において不利になる場面が少なくないと思います。これに対して、それであれば IFRS に移行すれば良いというご意見もありますけれども、実際には IFRS の移行にはシステム改修、人材育成、内部統制の整備など多大なコストと時間を要することは明白かと思えます。

次の頁を開いていただけますでしょうか。IFRS 移行の課題点を列挙させていただいています。費用についても様々な議論がありまして、数千万円でできるのではないかというご意見もありますし、数億円はかかるという話もあり、企業サイズや状況で大きく異なりますけれども、企業の経営状況に対してかなり大きな額の金額がかかることは明白かと思えます。一定期間の並行開示も極めて重いというのが、

企業の現場からの多い声と感じています。また、機動的な M&A の阻害ということで、M&A をしたいから会計基準を変更するというのも現実的にはないというわけです。数年単位でかかりますから、今後 M&A を強化していきたいから変えようとしても、数年かかることから考えると、なかなかそのような動きになるようなことは実際にはない。ないことはないですけども、全体の大きな動きにはならないと思います。また、移行の非合理性ということで、のれんの償却を回避するために移行すること自体は当然、コストが合わないというのは皆さまが仰っている点かと思います。グローバル展開している企業は、国際会計基準でないと、やはりグローバル展開している観点から厳しいということでしたらしっかりと変えていくことはあると思いますけれども、そうではない多くの会社がそのような行動に繋がらないということがあるかと思います。会計システムの全面刷新や内部統制の再構築、このような点も大きなハードルかと思いますが、資産規模の大きい銀行などは特にハードルが高く、大手銀行だから IFRS かというと、当然 IFRS 移行はなかなか難しいことも現実かと思います。また、単体諸表の波及効果ということで、会社の単体決算自体には日本基準が残るという状況もありますので、結果的にはその両方を適用しなければならないことは引き続き出てきます。このような観点から、IFRS 移行自体はハードルが高いことと、任意開示について決算説明資料等で開示するという表示もありますけれども、なかなかこの状態では、広くその情報が伝わるわけではないという観点からも、なかなか実効的な効果がないという形かと思います。このような観点で今まで、日本基準ののれんの償却について変更しなければいけないのではないかと議論してきたと思います。

4 頁に行っていただけますでしょうか。一方で、一部、議論の中で出てきている償却期間や償却方法に関するガイダンスについて、透明性向上という観点で見れば一定の意義があると考えていますし、予見可能性等を高めるという観点でも一定の意味があると考えています。しかしながら、それは償却期間の妥当性や比較可能性を改善するものであり、日本企業の M&A を促進するという本質的な課題を解決するものではないと思います。つまり、償却期間を何年にするかという議論と M&A を積極的に行う企業が市場で適切に評価されるかどうかという問題は別の論点であると考えています。また、ガイダンスの構築自体は、これ自体は非常に良いと思いますけれども、気をつけないとより保守的な方向に振られることがあるのではないかと危惧しています。例えば現状 15 年間で償却している案件などが、10 年間になれば当然償却費の負担は増え、利益の圧迫がより増えることになるのでマイナス方向に働く危険性も孕んでいると考えていますので、その点は十分にご留意いただきたいと考えています。

スライド 5 頁にお進みください。ここが本日一番申し上げたい点です。私たちの議論では、この問題については会計基準の議論と投資家への情報提供の改善を分けて考えるべきではないかと思っています。ここを分けるべきではないかというのはもともとありましたが、この情報提供の改善がなかなか難しそうだということもあり、この会計基準の議論に進んだわけでありまして、会計基準そのものを変更する議論につきましては、無形資産の考え方や減損会計など多くの論点を含む、非常に大きなテーマかと思います。また、非償却にもし一本化するというところでありますと、その難しさについては先日の日本公認会計士協会のご意見からも分かるとおりかと思います。その観点からも当初我々の方では選択制を提案していたわけですが、選択制に関しては様々な観点から非常に不評であることもありまして、一本化することに対して非常に抵抗がある中で、選択制にも非常に抵抗があるという観点か

ら、まだまだこの議論には時間がかかるだろうと認識しているのが今の状況で、その議論は引き続き、十分時間をかけて実施していただく必要があるのだろうと考えています。一方で、日本企業の M&A を取り巻く環境改善につきまして、その結論を待たずに進めることができる部分があるのではないかと思います。現在日本企業が不利になっている大きな理由につきましては、投資家が日常的に目にしている利益指標には、のれん償却後の利益しか表示されていないのが現実だと思います。これについては、スタートアップだけではなく、多くの中堅企業や大企業の経営者からも同じ意見が寄せられているのは以前の公聴会でもお話したアンケートなどからも分かります。投資家は、決算短信だけではなく、証券会社の画面や各種情報サイトを通じて企業を比較しているということであります。そこでは、M&A を積極的に行った企業ほど利益が低く見えてしまうのが現実であり、私たちとしては、決算短信において、例えばのれん償却前営業利益、のれん償却前経常利益、のれん償却前純利益など、のれん償却前利益を、のれんの有無にかかわらずすべての企業が制度的に開示することを提案しています。全企業が同じ表示をすることで、日本基準適用企業同士の比較だけではなく、IFRS 適用企業との比較可能性も大きく向上すると考えています。今まで金融庁からも、調整後営業利益のような形での表示ができるというガイドラインを出していただくなど、そのような改善を進めてきていただいていたけれども、調整後営業利益には非常に幅があり、はっきりしないこともありますので、これはのれんの償却前ということで、のれんの償却だけに絞った形にし、これを全企業が開示することができるのではなく、強制開示にして、全員が制度的に開示することを意図しています。やはり、開示できるとするだけでは、一部の会社だけの開示では、比較可能性がないので、その数字はあまり参考にされない現状があると考えていますので、のれんの償却の有無にかかわらず全社その項目を記載することがまず 1 つあると思います。さらに申し上げればそれだけではやはり十分ではないということもありまして、投資家が日常的に利用する主要な株式情報サイトや、証券会社の画面などにおいても、のれん償却前利益が標準的な利益指標として表示される形になるよう、関係機関、金融庁等とも連携しながら、環境整備を進めていただくという形ができれば、非常に効果が大いのではないかと思います。公聴会等でも様々なご意見が出ていますけれども、洗練された投資家、情報を分析する能力のある投資家だけを前提にすること自体は、やはり株式マーケットの現状を考えると現実ではない。多くの個人投資家の方は、情報サイト等に表示されている数字を見て、その違いについての理解はあまりできない状態で売買してしまう状況があるということは、議論の中でもあったかと思います。その観点から、本来であれば正しく評価を行う機関投資家であっても、そのような動きをする個人投資家の行動を無視できないので、どうしてものれんの償却が大きいことについては評価を低くせざるを得ない現状があるわけです。このような一般の方々が見る情報を統一することで、会計基準を変えなくとも、実質的な効果を出していくことができるのではないかと考えていますので、このような観点でのご議論と、当然、会計基準の議論は引き続き実施していただくことかと思いますけれども、この表示についての制度改正などを進めていただくと良いということが今回の提言になっています。

6 頁に進んでいただくと、利益だけではなく、実際の投資判断として利用される、EPS、PER、ROE などについてものれん償却前利益をベースとして比較可能な指標を、こちらが利用できる環境を整えていくことが重要かと思います。投資家が最終的に企業価値を判断する際には、利益そのものだけでなくそれ

らの指標を重視していることもありますので、利益の表示を変えるだけではなく、いわゆる決算短信等にその表示があるわけではありませんけれども、情報サイト等での表示をそこに統一していくためにも、一律すべての企業が開示するのれん償却前利益を決算短信に入れ込むことによって、EPS、PER、ROE などについてものれん償却前利益をベースにすることとして、日本の会計基準であろうと IFRS であろうと米国会計基準であろうと基本的な数値の比較可能性がしっかり確保できるようなことが必要ではないかと思っていますので、これが日本企業の M&A 促進や、市場の健全な評価に繋がると考えています。

私の方からは最後ですけれども、経済同友会としましては、のれん非償却が本来的に望ましいという立場については今後も変わらないと思っています。しかし、その制度改正については、無形資産の考え方なども含めて、一本化することが本当に正しいのかについては様々な議論がありますので、十分時間をかけて議論を実施していただくと良いと思っています。一方で、日本経済への影響や、スタートアップの出口が現在かなり厳しくなっていることもあり、スタートアップをより大きく経済成長の柱にしていくことにも現在厳しい影響が出ている状況からも、M&A の促進のための投資家への情報提供の改善を速やかに進めていくことが求められていると思っています。会計基準の議論を待つことは厳しいと思いますので、早く実現するために、決算短信における制度的開示や、投資家が日常的に利用する情報インフラにおける標準的な表示、その2つは、会計基準の最終的な結論を待たずとも実現可能な施策であり、日本企業の M&A を大きく改善する一歩になるのではないかと考えていますので、ぜひこの点につきましても皆様のご意見をいただきながら前向きにご検討いただければありがたいと思っています。いったん、私の方からは以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○川西委員長

間下様、大変ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見・ご質問があれば、お願いいたします。米山先生、お願いします。

○米山委員

間下様、大変ありがとうございました。ご報告いただいた内容はいずれも重要なことだと思っていますが、その趣旨を正しく理解するために、1 つ質問をさせてください。重要な論点の中で、間下様が特に重要と考えられていることは、スライドの5頁に集約されていることと理解いたしました。間下様方からすると、セカンドベストあるいはサードベストの解決かもしれませんが、当面、比較的短期間に達成し得る改善策として、のれんの償却自体を変えるのではなく、償却を行わなかった場合の利益を追加で開示し、様々なメディアにその開示を促す。その際、一部の企業が自発的に行うことに委ねるのではなく、すべての企業に一律にその情報開示を要求する方策について、これまで私どもは十分検討してきましたが、さらに検討を重ねていく必要性をご提案いただいたことと理解しました。この理解で良いかどうか確認させていただければ幸いです。

○間下直晃様

基本的に仰るとおりでございまして、引き続き日本基準でののれん償却の取扱いの議論は実施してい

ただくとして、開示を改善することによる、現状抱えている課題の解決にも十分可能性があると思っていますので、そこについてもご議論いただきたいと思います。

○米山委員

了解いたしました。ありがとうございました。私からは差し当たり以上です。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。小出先生、お願いします。

○小出委員

ご説明どうもありがとうございました。ASBJの話ではないかもしれませんが、1点質問させていただければと思います。間下様の資料3頁に、IFRS移行の課題ということで、単体諸表への波及効果という項目があり、IFRSに移行した場合でも、単体では日本基準が残るため会社法上の分配可能額の問題が解消されないという問題意識を持っていらっしゃることをご説明いただきました。一方で、先ほど米山先生からご質問のあった、のれん償却前利益という概念を新たに入れるとする場合、ご提案者のご希望としては、会社法上の分配可能額ものれん償却前利益をベースに計算していく方向で考えていくということでしょうか。我々は法務省ではないですけれども、仮にこれを会計基準の形で対応しようとする、のれん償却前利益というのが一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行になり会社法上の分配可能額にも跳ねていく可能性もあり得ると思いますが、その辺りまでご要望されているという理解でよろしいでしょうか。

○間下直晃様

ここでは、IFRSに移行した場合の課題について記載しており、表示を変えることだけで考えた場合にはあまり議論の必要はないかと思っています。分配可能額の議論については、IFRSに移行するという観点での議論ですので、ここはあまり問題ないと思っています。

○小出委員

そうしますと、仮にのれん償却前利益という概念を入れたとしても、単体ベースあるいは会社法会計上は、あくまでも今までの営業利益、つまり、のれん償却後の営業利益をベースとして分配可能額を算定するという方向でよろしいでしょうか。

○間下直晃様

仰るとおりです。基本的には、あくまでも連結会計のみで、かつ、それがどのように投資家に見えるかが非常に肝になってきますので、そのような観点から見れば、単体等について特に変える必要はないと考えています。

○川西委員長

他いかがでしょうか。栗原さん、お願いします。

○栗原委員

ご説明ありがとうございました。2点質問させてください。1つ目は、日本基準とIFRSの差異という意味では、のれんの償却・非償却もありますが、無形固定資産の識別に関しても差異があると思っています。間下様の説明資料によると、その部分には全く触れられておらず、基本的には会計基準は何も変更せず今後の検討に委ねるということで、あくまでも開示だけで、その差異に関しては特段、開示の中で修正するといったことはないと理解して良いか、というのが1点目です。

2点目は、制度的開示という言葉が使われていますが、この開示に関しては、会計基準の中での制度的開示のことを仰っているのか、それとも、例示として短信という言葉も出てきていますけれども、これは東証のルールかと思いますが、いわゆるソフトローで開示を充実させることによって、IFRSとの比較可能性を整えていくということか、どちらのことを仰っているか教えていただければ幸いです。よろしくお願いします。

○間下直晃様

1点目については、仰るとおりでありまして、差異はもちろんあるわけですが、そこをすべて取り込む形では修正項目が多くなり過ぎてしまう。修正の判断基準が非常に厳しくなってくる、非常に難しくなってくるということもあるかと思いますが、減損のルールから何から全部違うわけですから、そこをそろえていくとなると基準の議論になってしまいますので、現時点ではあくまでものれんの償却費を除いただけという形での表示にするのが良いのではないかと思います。長期的には会計基準の方で議論をしていただくということかと思っています。

2点目につきましては、あくまでも会計基準の中での表示ではなく、決算短信を中心に考えていますので、仰るとおり東証でのルールかと思いますが、FASBやASBJで決めることではないかかもしれませんけれども、ただ、こういった形で現在日本が抱えている課題を解決する形があるのではないかとご議論いただくことには価値が十分あるのではないかと思います。それを基に、東証や金融庁にもご検討いただくということもあるかと思っております。本日はお話をさせていただいています。ですので、会計基準をすぐに変更するというのではなく、表示を変える形で、本来会計基準を変更することによって日本経済に対する経済効果を持ちたいと思っていたことをある程度実現して、それを綺麗な形で本当に会計基準に反映していくことにはかなり時間がかかるだろうということは過去の議論からも明白ですので、そこはまた時間をかけてご議論いただきたいと思います。

○川西委員長

他はいかがでしょうか。吉田さん。

○吉田委員

間下様、ご説明いただきありがとうございました。1点ご質問させていただきます。4頁で、償却期間・償却方法のガイダンスの2つ目の箇条書きで、ガイダンスが過度に形式化・画一化された場合の例として本来は15年間で償却すべきところが、例えば米国基準の非上場の特例のように一律10年間になってしまふと実態が反映されないことが危惧されるとお話をされていたかと思います。会計基準の議論ですので、企業実態を十分に反映しない、若しくは、実態を反映する会計基準を作るということが非常に大切なことかと思っています。ガイダンスの話とは別で、そもそも経済同友会様をご主張されているのれんの非償却については、恐らくは皆様のご主張では、その方が企業実態を適切に反映するということかと理解しています。利益の圧迫ということが過度に強調されてしまうことがありますけれども、例えばP/Lの観点又はB/Sの観点でも構いませんので、非償却の方が企業実態を適切に反映するということについて、実態という観点から少し補足いただいてもよろしいでしょうか。

○間下直晃様

仰るとおりでございまして、基本的に無形資産の評価ですので、時間に応じて減価していくという考え方は無形資産にはなかなか馴染まない。有形資産であればそのようなこともあるかと思いますがけれども、無形資産に関しては時間が経過するほど価値が上がるケースも当然あるわけですし、逆にある日突然価値が半分になることもあれば、3分の1になることもあれば、ゼロになることもあるという観点から考えると、定期的に償却していくことは非常に簡単で考えなくて良いということですが、資産の実態を表しているかどうかという点、3年経てば、10年償却であれば10分の7の価値になるということは、言い方を変えると乱暴な評価かと感じています。定期的にその資産の価値を再評価して、それが減価していれば当然減損し、そうでなければそのまま維持することが無形資産の価値を正しく表すという観点では正しいと多くの企業経営者が言っているという状況があるかと思っています。

このガイダンスに関しましては、危惧しているのは、恐らく議論の中で、いわゆる減損には恣意性があるのではないかと、恣意性があるとは私は思わないですが、ある程度判断によるところが多くあるのではないかということに対して、日本基準の償却期間自体も結構曖昧に決まっていることも多いという指摘がされたことによって、おそらくガイダンスを作るべきではないかという話があったのではないかと思います。仰るとおりですのでそれによって改善していくということで、買収前に予見可能性が高まる。買収前の段階で何年償却になるか分からないから影響が読めずに、なかなか前に踏み出せないといったご意見もあったかと思いますが、そのような予見性を高めるということでは効果があると思いますが、先ほど例で申し上げたのは、ガイダンスが硬直的若しくは保守的に運用されたり作られたりした場合に、現状であれば15年間の償却期間を取ったものが仮に5年間となれば、1年当たりの償却費は3倍になり、逆にM&Aをより実施しにくくなる方向に働いてしまいます。50年に延ばすといった話ができれば、それは非償却に近いような、短期的な利益圧迫が少ないので実施しやすくなるという効果もあるかもしれませんが、そのようなことを危惧しているということが先ほど申し上げた点です。そこについては、もし日本基準における償却期間についてのガイドラインを導入する場合であってもご留意いただきたいです。当然、非償却に進むのであれば、この議論はあまり関係ないかと思っています。

○吉田委員

ありがとうございます。当初の質問に対しては、有形固定資産と無形資産ではやはり価値の減少の態様が大きく異なるので、それを反映する会計処理をすべきであると考えられていると理解しました。そのような意味では、今回代替案としてお話されている開示についても、少なくとも減損に関しては何らかの形で反映しないと、投資家に対して適切な情報提供にならないのではないかといったお話もあるかと思います。その点について補足の説明をいただくことはできますでしょうか。非償却を前提に利益を出したとしても、減損について何らかの調整をしなければならないのではないかという趣旨の質問です。

○間下直晃様

そこは仰るとおりかと思いますが、簡易的に表示である程度調整をしていくということであれば、そこまで踏み込むのは残念ながら難しいのではないかと思います。減損判定を、表示のためだけに行うことになるので、恐らく会計基準の改正に盛り込む必要があるのではないかと考えています。いずれにしても、有価証券報告書を含め正しくすべての情報が出るところに関しては、のれん償却を前提とした開示になってきますので、詳しくはそこを見ていただくことになろうかと思います。会計基準に関係なく横並びで比較していくことによって、日本基準の場合には国際会計基準に比べると減損が甘いということだと思いますけれども、その観点で見れば純利益に減損が含まれ切れていないという課題が残る可能性は否定できないかと思います。表示という情報提供の観点から見れば、多くの投資家が営業利益や経常利益を中心に売買するということもあり、企業サイズなど様々なものによって変わりますが、多くの場合、企業の足元の経営実態を表しているのは営業利益であり経常利益であると考えていますので、ここは減損の影響を受けないという観点から考えれば、一定以上の効果はあるのではないかと考えているので、足元のご提案の中では減損判定をそのためだけに入れることは現実的ではないということで、ご提案をしている形になります。

○吉田委員

ご説明いただきありがとうございました。私からは以上です。

○川西委員長

熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

のれんの償却と非償却、制度開示にかかる点について、間下様からの資料を拝見していると、会計基準を改正するというより、決算短信という言葉が出てきています。先ほど栗原委員からもご指摘がありました。東証の適時開示の枠組みの中で、のれん償却前の営業利益、経常利益あるいは純利益まで開示するという考え方は、会計基準を改正することなく対応し得ることで、東証様の方で検討していただくことになるかと思います。同時に会計基準に引き直して考えると、財務諸表の損益計算書の中で、

営業利益あるいは経常利益の前に、のれん償却前利益を表示するというのであれば会計基準の議論になるかと思います。間下様ご希望されているのは会計基準まで踏み込んだ議論かと思っていましたが、本日の資料を拝見しますと東証の制度開示のみなのか、あるいは、有価証券報告書においてもこのような表示をしようとする会計基準まで踏み込んだ対応が必要になるかと思います。会計基準まで踏み込んで有価証券報告書における財務諸表の表示あるいは注記で対応するというのであれば、ASBJでの議論が必要になると思います。一方で、決算短信だけで十分でそれに関する様々な制度とインターネット上のファイナンス関係のページ等で載せていただくということであれば、ASBJの権限外になると思います。間下様が今お考えになっているのは、どこまで対応して欲しいということでしょうか。

○間下直晃様

ありがとうございます。仰るとおりでありまして、短期的には、会計基準まで踏み込まない形での変更をしていただきたい。これは、決算短信の変更とそれらを情報サイトに、比較可能な形で全企業が表示していただくように働きかける。このようなことが一定の効果を生むと考えていますので、短期的にはそこまでです。会計基準の変更を行わずにできると考えています。

ただし、長期的に考えると、せっかくここで始まった議論でもあるので、やはり日本基準をどうしていくかの議論は実施すべきだと思いますし、のれんの償却・非償却についての会計基準につきましては、長期的には変えていくべきであるというのが経済同友会の意見でもあるため、引き続きご検討をお願いしたいと思っています。

選択制についても否定的なところはありますが、先日の日本公認会計士協会様の意見を拝見しても、むしろ一本化に対する批判や否定的なこともあるのではないかと思います。経営者もどちらかと言えば一本化には否定的です。全部それに統一することには否定的な会社もあるので、そこも含めた議論を引き続き実施していただく必要が本当はあるのではないかとというのが現状で持っている考え方です。

○熊谷委員

ありがとうございました。

○川西委員長

他はいかがでしょう。よろしいですか。ないようですので、質疑はここまでにしたいと思います。間下様、本日は大変ありがとうございました。時差もあったかと思いますが、ご参加いただきありがとうございました。本日のご説明及び審議の内容につきましては、企業会計基準諮問会議に報告をさせていただきます。少し予定よりも早いですけれども、以上をもちまして第579回の企業会計基準委員会を終了したいと思います。本日は大変ありがとうございました。

以 上